

資料6-4

事務連絡
平成 28 年 8 月 31 日

各都道府県スポーツ施設担当課
各都道府県社会教育施設担当課
各都道府県文化施設担当課
各指定都市スポーツ施設担当課
各指定都市社会教育施設担当課
各指定都市文化施設担当課

御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課
文部科学省生涯学習政策局社会教育課
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
文化庁文化部芸術文化課

「文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における 公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（中間まとめ）」について

公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP／PFIを推進することが重要であり、とりわけ歳出削減とともに収益性を高めるための公共施設等運営権制度を活用した事業（以下「コンセッション事業」という。）の推進が期待されています。このことについて、平成28年5月18日に開催された民間資金等活用事業推進会議において「PPP／PFI推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が決定されました。

このアクションプランの中で、PPP／PFIの事業規模目標が定められるとともに、コンセッション事業等の重点分野が設定され、文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）については「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標とする」とこととされたところです。

このような背景も踏まえ、文部科学省では、平成28年4月に「文教施設における公共施設等運営権の導入に関する検討会」（主査：山内弘隆一橋大学大学院商学研究科教授）を設置し、検討会におけるこれまでの委員の意見を取りまとめ、平成28年8月に中間まとめを取りまとめました。（別紙1、2）

本中間まとめではコンセッション事業の導入促進を図るため、文教施設の現状や公共施設等運営権制度の基礎的な情報を示したうえで、文教施設における公共施設等運営権制度の目指すべき姿や、制度を活用するメリット、また制度のメリットを十分にいかすための論点等を示しています。

各都道府県、指定都市の施設担当課においては、スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設の管理・運営に当たり、コンセッション事業の導入を検討する場合、本中間まとめを参考として取り組むようお願いします。

このことについて、各都道府県施設担当課においては、域内の市区町村担当課（指定都市を除く。）に対して、御周知願います。

なお、地方公共団体において文教施設のコンセッション事業の導入が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方公共団体を支援する「文教施設における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業に関する先導的開発事業」（新規）を平成29年度概算要求いたしましたので併せてお送りいたします。（別紙3）

【本件に関する問合せ先】

文部科学省大臣官房文教施設企画部

施設企画課 施設マネジメント係

TEL:03-6734-2291（内線）4669

文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設）における公共施設等運営権制度の可能性と導入に関する論点整理（中間まとめ）

公共施設等運営権制度とは？

→ 利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を切り出し、民間事業者に運営権を設定する制度。民間事業者が運営・維持管理を行い、利用料金を自らの収入として収受するもの。

【報告書の目的】

- ・公共施設等運営権制度を活用した事業（以下「コンセッション事業」という。）の具体化目標がPPP/PFIアクションプランで決定（平成30年度までに3件）
- ・民間のノウハウを最大限活かした経営への変革、賑わいのある地域への変革の機会として有効。
- ・一方、地方公共団体によるコンセッション事業の導入事例はなく、知識やノウハウが乏しい。
- ・制度のメリットや導入に当たって論点等を示し、コンセッション事業の導入促進を図る。

第1章 背景

1. 文教施設の現状

- ・生涯学習やスポーツ、文化の振興の他、地域コミュニティの拠点など多面的な役割
- ・指定管理者制度が1/4の施設で導入される中、
①指定期間が短く長期的な視点に立った運営が困難、②低価格競争になりがち、等の課題

2. 公共施設等運営権制度について

- ・平成23年のPFI法改正により公共施設等運営権制度が新しく導入されたが、文教施設については地方公共団体による導入事例はない。

導入促進のためには、

✓制度の正しい知識の普及 ✓最大限の成果を出すために検討すべき論点を整理することが必要

第2章 文教施設における公共施設等運営権制度の導入について

1. 公共施設等運営権制度の特徴について

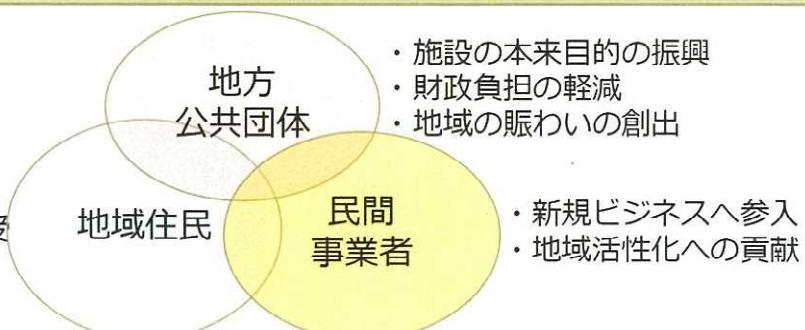
○公共施設等運営権制度の目指す姿

- ・民間事業者を高水準の公的サービスを提供する「ビジネスパートナー」と位置づけ
- ・長期的な運営で施設の本来機能の向上に加え、民間の創意工夫により新たな価値を創造

○制度の特徴

- ・施設の所有権は公共にある等、公共による一定の関与と責任は確保
- ・みなし物権である公共施設等運営権を担保に抵当権を設定できるため資金調達が円滑
- ・料金収入を民間事業者の収入とする仕組み
- ・具体的な事業内容については地域の実情等に応じた柔軟な対応が可能

○制度のもたらすメリット



○事業導入の生み出す相乗効果

(本来公共部門が必要とする事業)

- ・魅力ある企画内容や営業活動により、
来館者数の増加
- ・日時によって利用目的を区切る等で、
稼働率の向上



(本体事業に付帯する事業)

- ・スポーツ教室、文化教室、科学教室等の開催
- ・コンサートやパーティ等の多目的利用
- ・本体事業も含めた集客性の高い賑わい施設への傾向
- ・看板設置による広告収入
等による新たな収入源の確保

○柔軟な事業スキーム

- ・「独立採算型」の他、公共側が一部費用負担する「混合型」も可能。
 - ・運営業務と維持管理業務を一体に行う他、契約を切り分ける「分離一体型」も可能。
 - ・運営権対価の一括払いの他、分割払い、対価なしも可能。
- 地域の実情や施設の状況に応じ、柔軟な形態を探ることができる。

○現行制度にはないメリット

- ・数十年の長期契約が前提
 - ・民間事業者の裁量が大きく、創意工夫を活かした投資が可能
- ✓事業範囲の拡大 ✓施設を中心として周辺地域の開発も含め、地域全体の魅力向上
✓投資回収の期間も長期にわたるため、最適な更新投資マネジメントによる経営が可能

上記の制度のメリットを十分に活かすためには、以下の観点が必要

2. 公共施設等運営権制度の成果を高めるために具体的な論点

(1) 目的の明確化

- ①施設本来の設置目的の明確化 → ②事業導入の主眼の明確化 (施設の維持費の捻出や地域経済の活性化等)

(2) 多面的なコンセッション事業導入の判断基準

(3) 民間事業者へのインセンティブ

- ・創意工夫を引き出す仕組み作り
- ・収益とリスクのフェアな官民分担
- ・徹底的な情報開示
- ・複合的な運営の検討

(4) 専門的人材の継続的な確保

(5) 早期の地方公共団体等の関係者の理解

→ 今後地方公共団体で、具体的な検討が進むことを期待。

3. コンセッション事業の導入可能性が高い施設例

- ・新規施設整備や大規模改修を行う施設
- ・一定の利用者数の見込まれる利便性の高い施設
- ・都市部で周辺施設も包含した複合的な運営が可能な施設
- ・スタジアム・アリーナ等、多くの観客席を有する施設

等

第3章 国による推進方策

上記の施設を中心に論点を踏まえ、

官と民が協働し実情に応じた柔軟な事業作りを行えるよう、国は以下の推進方策を実施。

- ・地方公共団体における先導的事業への支援
- ・地域プラットフォーム等を活用した普及啓発
- ・事業導入に当たっての手引き（解説書）の作成による技術的な支援
- ・関係省庁との連携
- ・民間資金等活用事業推進機構の活用促進

コンセッション事業導入の生み出す相乗効果

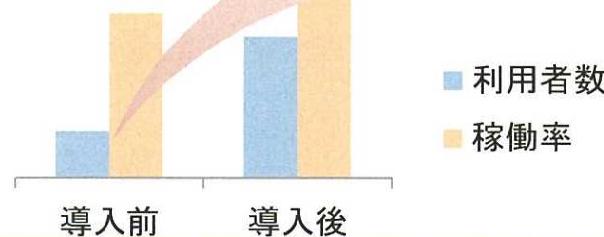
別添

本体事業の充実と新たな付帯的事業は相互に連関しあうことで、施設全体の振興、収入増となる相乗効果が生じる。

本来公共部門が必要とする事業(本体事業)

- ・魅力ある企画内容や営業活動により、**利用者数の増加**
- ・営業時間の延長や日時によって利用目的を区切る等により、**稼働率の向上**

「質・サービス」重視への転換



本体事業に付帯する事業(付帯的事業)

- ・スポーツ教室、文化教室、サイエンス教室等の開催
- ・コンサートやパーティ等の多目的利用
- ・本体事業も含めた集客性の高い賑わい施設への傾向
- ・看板設置による広告収入

等により**新たな収入源の確保**

民間の創意工夫(賑わいの創出)

導入前 導入後 ■付帯的事業による収入

相互に連関

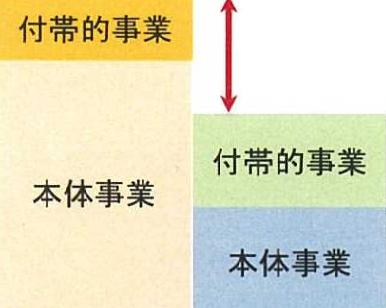
導入前

収支の改善(イメージ)

導入後

導入によるメリット

- ・収支が均衡しない場合でも利用の有無に関わらず住民からの税で負担。



- ・新規付帯的事業の実施により新たな収入源の確保

- ・利用者数や稼働率増による収益増

地方
公共団体

- ・施設の本来目的の振興
- ・財政負担の軽減
- ・地域の賑わいの創出

地域住民

民間
事業者

・良質な公共サービスの享受

- ・新規ビジネスへ参入
- ・魅力ある催事へ参加

- ・地域活性化への貢献

(※1 導入前後の費用と収益の官民の内訳には様々なパターンがありうるが、施設としての収支を模式化。)

(※2 運営、維持管理等の費用を利用料金収入で賄える独立採算となる場合もある。

その場合、収益を官民で分けるプロフィットシェアもある。)

一方、地方公共団体において実施した事例はなく、今後地域の実情に応じた徹底した協議を重ね、官民協働で事業を柔軟に作り込む必要。

文教施設における公共施設等運営権制度を活用したPFI事業に関する先導的開発事業

【29年度概算要求額 43,992千円(新規)】

- 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的・効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP／PFIを推進することが重要。とりわけ歳出削減とともに収益性を高めるため公共施設等運営権※1制度を活用したPFI事業（以下「コンセッション事業」という。）の推進が期待される。
- 文部科学省では「PPP／PFI推進アクションプラン」に記載された目標※2等を踏まえ、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）におけるコンセッション事業の案件形成を図るため、地方公共団体等と連携協力して、コンセッション事業導入の検討段階における「事業の発案」や「具体化の検討」を行うとともに、その具体的な成果を全国に発信・普及する取組として先導的開発事業を実施。

現状・課題

- 文教施設については、本格的な人口減少や厳しい財政状況が続く中、利用者ニーズの変化や施設の老朽化への対応が必要。
- 文教施設のコンセッション事業については、地方公共団体において実施した例がなく、導入への知識・ノウハウが乏しい状況。

文部科学省の取組

有識者検討会（平成28年度）

文教施設におけるコンセッション事業について、意義、メリット、課題、論点等を整理（8月末 中間取りまとめ）

地方公共団体への働きかけ（平成28年度～）

関係省庁と連携し、地方公共団体に働きかけ

導入手引きの作成（平成29年度上半期）

円滑かつ効果的にコンセッション事業を導入するための実務的な手引き（解説書）を作成

先導的開発事業の実施（平成29年度～）

コンセッション事業導入に向けて、課題整理や手法の開発等、具体的な検討を行うとともに、成果を全国に発信・普及

コンセッション事業導入の効果

文教施設の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより

- ⇒ 「インフラ長寿命化計画」に基づく公共施設等総合管理計画等を踏まえた文教施設の老朽化対策を促進。
- ⇒ 利用者ニーズを反映した良好な公共サービスを提供するとともに、賑わいと活力のある地域を実現。

事業概要

コンセッション事業導入のプロセス

検討段階

1. 事業の発案

2. 具体化の検討

PFI手続

事業実施

事業の取組内容

地方公共団体等において、地域や施設の特性等を踏まえ、「事業の発案」や「具体化の検討」を実施

1. 事業の発案

コンセッション事業として実施する可能性がある施設の選定、課題整理 等

（具体的な内容）

- ①事業方式、導入効果の検討
- ②VMF、運営権対価の算定
- ③各種リスクの抽出、課題の整理 等

2. 具体化の検討

コンセッション事業として実施する施設の事業スキームの検討、民間事業の意向調査 等

（具体的な内容）

- ①事業スキームの検討（方針、期間、範囲、リスク分担等）
- ②民間事業者の意向調査 等

事業の仕組み

○ 地方公共団体等において、コンセッション事業の発案や具体化の検討を行うための協議会の設置。

○ 文部科学省は、協議会の設置・運営に必要な費用や、会計・税務等の高度な専門的知見を要する調査を行うための費用を支援。

文部科学省

委託事業の成果は、全国に情報提供し、普及啓発を図る
委託 成果

地方公共団体等

協議会の設置

○ 地方公共団体等は、協議会を構成する関係者間で十分な連携を図り、調査・検討を行うとともに、事業の進行管理を行う。

委託 成果

コンサルタント

会計・税務等の専門家

<実施体制イメージ>

※1 公共施設等運営権とは、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

※2 「PPP／PFI推進アクションプラン」（平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議決定）において、文教施設（スポーツ施設・社会教育施設及び文化施設）については、「平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標」と記載。